

地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

真の分権型社会を実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくことが重要な課題となっている。

よって、国は、地方分権の理念を踏まえ、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権の推進について

住民に身近な事務を中心として、都市自治体への更なる事務・権限の移譲や様々な関与の廃止、縮減を一層推進するとともに、第一次地方分権改革の残された最大の課題となっている国から地方への税源移譲等による地方自主財源の充実強化を早急に行う等地方行財政基盤を確立すること。

2．市町村合併に関する支援等の充実について

(1)市町村合併の推進に当たっては、自主的合併が円滑に進展するよう的確な情報提供を強化するとともに、地域の実態や合併後の行政運営を十分考慮し、財政支援等適切な措置を講じること。

(2)合併特例法による財政支援等に関し、期限までに手続きが一定段階まで進んでいたものについて経過措置を講じること。

(3)地域自治組織の制度の創設については、基礎的自治体における一般的な制度とするとともに、自治体の判断で条例により、必要な地域に任意に設置できるような弾力的な制度とすること。また、合併

により政令指定都市となる場合の行政区のあり方については、行政区の権限を強め、住民自治の充実・強化を図る仕組みを検討すること。

(4)市町村合併により、都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域に不整合が生じる地域については、相互に円滑な連携ができるよう、管轄区域の整合を図ること。また、同一自治体内において異なる市外局番となっている地域については、利用者の利便性の向上を図るため、早期再編について関係方面への働きかけを強めること。

(5)市町村合併に伴う電算処理システム等の統合・整備等に要する経費について、明確な財政支援措置等を講じること。また、合併を間近に控えた市町村が総合行政ネットワークに接続する場合、接続に係る費用やその方法等について、財政支援等適切な措置を講じること。

3．分権型社会の進展に伴い、行政の重要なパートナーの一つとして地域における住民サービスを協働して担うこととなる NPO 法人の社会貢献活動の活性化を図る観点から、公益法人制度改革に当たっては、支援税制を実態に合ったものとする。

以上要望する。

情報化施策の推進等に関する要望

国は、世界最先端の I T 国家になるという目標を掲げ、「e-Japan 戦略」を策定し、現在、幅広い国民・事業者の I T 化の促進を図っている。

一方、都市自治体においても、この国の取り組みと歩調を合わせ積極的に取り組んでいるところであるが、電子自治体の円滑な推進には多岐にわたる課題を解決していく必要がある。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 電子自治体の推進について

(1) 電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用について、財政面及び技術面の一層の支援措置を講じること。

また、電子申請、電子調達等のシステム整備に当たっては、地方公共団体における経費削減と業務の効率化等を図る観点から、共同利用の積極的促進を図ること。

(2) 情報通信技術の急速な進展に伴い、地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もが I T の利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。

(3) 中山間地域などの情報過疎地域における CATV、地上デジタル放送化など情報通信基盤整備に対する財政支援措置等を充実すること。

2 . 住民基本台帳ネットワークシステムの円滑な運営等について

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、第二次稼働へ向けてのシステム構築や今後の運用管理に係る経費等について、明確な財政支援措置を講じるとともに、不交付団体も含めた新たな財政支援制度の充実を図ること。

(2) 地方公共団体に対して正確で迅速な情報提供を行うとともに、全ての地方公共団体、国の行政機関及び指定情報処理機関等に対し、本人確認情報の保護措置の徹底を図り、法に定める目的以外に個人情報の利用が行われないよう、プライバシーの保護、責任体制の明確化等について万全の措置を講じること。

併せて、国民の十分な理解が得られるよう、システムの仕組みや制度について、さらなる広報活動を実施すること。

(3) 個人情報保護の観点から、住民基本台帳の大量閲覧等について請求者の範囲の制限など、法的な措置を講じること。

3 . 登記所の統廃合に伴う行政サービスの低下を防止するため、地方自治体や郵便局など住民に身近な窓口において登記簿の謄抄本等の交付や諸証明の発行ができるような仕組みを構築すること。

4 . N T T 通話区域について、社会経済圏の広域化等を十分考慮し、

利用者の利便性の向上等を図るため、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単料金区域に改められたい。

5．電磁的記録式投票制度については、その積極的推進と普及を図るとともに、国政選挙への導入をも含めた法的整備を講じること。

また、電子投票制度の導入に要する経費について、十分な財政支援措置を講じること。

6．戸籍手続のオンライン化については、ソフトのセットアップや運用に係る経費等について、必要な財政措置を講じること。また、システム構築に当たっては、個人情報保護の観点からセキュリティ確保や責任体制の明確化を図るとともに、地方自治体の意見を十分反映させること。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓とし、東海地震、東南海・南海地震、南関東直下型地震などへの対応をはじめ、都市自治体は大規模地震に即応できる震災対策とともに、各種の災害に対応する総合的な防災対策等確立していくことが強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、これらの整備について財政措置の充実強化を図ること。また、災害時に避難場所となる公共施設の改修やヘリポート整備等について財政支援措置の拡充を図ること。
- 2．地震の観測・予知体制等必要な調査研究を推進し、災害対策の充実を図ること。
- 3．災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設、避難路等に対する耐震診断並びに補強費用等について、十分な財政支援措置を講じること。
- 4．大震災時に家屋の連鎖倒壊、延焼拡大等の被害が大きいことから、土地区画整理事業や市街地再開発事業に対する財政措置を拡充すること。

また、防災広場（オープンスペース）等用地取得費について、補助制度を創設するとともに、土地収用法第3条に規定する事業として租税特別措置法による特例の対象とすること。

5．災害時における災害弱者の安全確保のため、病院をはじめとする社会福祉施設の防災対策及び指針づくりを推進するとともに、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

6．自然災害による被災者の生活再建支援制度について、適用要件等の緩和や支給限度額の引上げ等、制度の充実を図ること。

7．平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長するとともに、地震防災緊急事業5ヵ年計画対象事業に係る補助対象範囲を拡大すること。

以上要望する。

国民保護法制の早期明確化等に関する要望

武力攻撃事態対処関連法の成立に伴い、今後自治体が重要な役割を担うこととなる「国民の保護のための法制」については、武力攻撃事態対処法の施行の日から1年以内を目標に整備することとされているが、同法制は、国民の権利・義務とも密接な関係を有し、その検討事項は多岐に及ぶことから、その整備に当たっては、地方公共団体や民間機関等からの意見聴取等をはじめとして密接な調整を図ることが不可欠である。

よって、国は、次の事項について、積極的な対応を図られたい。

- 1．国と地方公共団体の具体的な責務や役割分担、費用負担、情報提供など、地方自治体や市民に関わりのある事項について、早期に具体的内容を明確にすること。
- 2．「国民の保護のための法制」等の整備に当たっては、地方自治体に対して十分な説明を行うとともに、その意見を尊重すること。

以上要望する

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉の一層の加速化と最大限の努力を引き続き行うこと。

以上要望する。

外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、平成 11 年 8 月の法改正により、在留外国人の負担軽減及び事務処理の簡素化等が図られたところであるが、さらなる改善に向けて、国会における附帯決議を踏まえ、次の事項について抜本的な制度改善措置を講じられたい。

- (1)外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止
- (2)各種義務年齢の引上げ
- (3)罰則規定の一層の緩和
- (4)代理申請の一層の緩和
- (5)永住者・特別永住者に対する「国籍の属する国における住所又は居所」「旅券番号」「旅券発行年月日」の登録義務の廃止

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成12年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、同事業の補助対象の実態に即した改善を図ること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

今日、わが国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本的人権を護るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．人権擁護に関する施策を効果的かつ総合的に推進するため、各省庁の所掌事務を統括する調整機関を内閣府に設置すること。
- 2．差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済し、人権尊重の理念を啓発するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を確立すること。
- 3．「人権教育・啓発に関する基本計画」の推進に当たり、人権教育・啓発に関する施策を実施する自治体に十分な財政措置を講じること。
- 4．インターネット上の差別情報等人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、十分な措置を定めた法制度の整備を図ること。
また、差別情報の発信者やプロバイダー等の責任の明確化を図ること。
- 5．基本的人権の侵害につながるおそれのある身元調査を防止するため、規制制度の早期確立を図ること。
- 6．性同一性障害者に関しては、人権擁護の観点等から、一定の条

件の下、戸籍上の性別変更を可能とする措置など必要な法整備を含め社会環境の整備を図ること。また、法令等で定める公文書について、性別記載の廃止を進めるべくその様式の改善を図ること。

以上要望する。

拉致被害者支援等に関する要望

拉致被害者等の支援については、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき、経済的支援をはじめ、住宅供給の促進、雇用や教育の機会の確保、生活相談など、国、県、市が連携して支援措置を講じているところであるが、国は、引き続き十分な支援措置を継続するとともに、残された家族の早期帰国の実現、拉致疑惑の真相究明など拉致問題の根本解決に向け強力に取り組むこと。

以上要望する。

地方公務員制度等の改善に関する要望

社会経済情勢の変化や地方分権の進展に伴い、地方公共団体は適切な行政運営に資する人材の確保について、柔軟な対応等が求められている。

また、昨年的人事院勧告においては、制度創設以来初の俸給の引下げ改定がなされ、職員団体等との間で法的な見解の相違が生じる状況が見られたところである。

よって、国は、地方公務員制度等の改善を図るため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．多様な人材を確保する観点から、非常勤の地方公務員の給与（期末手当を含む。）等について、非常勤の国家公務員に準じた見直しを行うこと。
- 2．今後の人事院勧告に当たっては、国会における給与法改正時の附帯決議も踏まえ、職員団体等の意見を十分聴取し、労使間に法的見解の相違が生じないように、十分配慮すること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、広域緊急一時保護施設の整備や民間シェルター等への十分な財政支援を行うとともに、関係機関との協働体制を確立し、被害者の自立支援のための施策の充実、暴力加害者の更正プログラムの制度充実を図ること。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」について、加害者、被害者の対象範囲や保護対象の拡大、退去命令の期間延長、被害解決までの経費の国庫負担化などの改正を行うこと。

以上要望する。

選挙制度の改善に関する要望

公職選挙法上、政見放送や演説会などで現在認められている手話通訳と同様に「要約筆記通訳」を位置付けること、また、立候補者確定前の選挙事務の効率化等そのあり方の検討が必要となってきたことから、今後の選挙制度の改善として、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1．手話通訳の理解できない聴覚障害者が選挙活動に関する情報を得る手段として、要約筆記通訳が認められるよう、適切な措置を講じること。
- 2．立候補者確定前から行う選挙事務等について、より一層の合理化と経費節減策を検討すること。

以上要望する。

治安対策の強化に関する要望

近年、我が国の犯罪発生件数は増加の一途をたどっていることから、住民の治安に対する不安は増大している。

このため、国は、我が国の治安を速やかに回復し、国民が真に求めている安全と安心を確保するため、「地方警察官 1 万人緊急増員 3 か年計画」に基づき、警察官の増員に取り組んでいるところであるが、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを一層推進するため、引き続き、警察官の定数増を行うなど治安対策を強化すること。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について早期に実現されること。

- 1．地方分権の推進に向けて、都市自治体はその責任を果たしていくためには、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小し、自主・自立できる地方行財政基盤を構築する必要がある。

このため、基幹税である所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への税源移譲等を早期に実現し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築すること。

- 2．税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。

- 3．市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

また、個人住民税均等割については、人口段階毎の税率区分を一本化し、税率を引き上げるとともに、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置を廃止すること。

- 4．法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、

その充実確保を図ること。

- 5．固定資産税は、市町村の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行の負担水準の上限である70%を堅持するなど、その安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から負担水準の均衡化を図ること。

- 6．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度の堅持を図ること。

- 7．軽自動車税等定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等について、早急に実態に見合った見直しを行うこと。

- 8．事業所税については、都市環境の整備を推進するための重要な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

- 9．いわゆる環境税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案した地方税とすること。

10．消費課税については、都市における消費・物流の実態を反映する税目であることから、都市への配分割合を拡充すること。

11．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

12．地方税の電子申告システムの構築に当たっては、国においても、引続き、協力体制を維持すること。

また、社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データ及び軽自動車等登録機関保有の軽自動車税の課税データについては、提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、磁気媒体により行うこととすること。

以上要望する。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。都市自治体においては、徹底した行財政改革に取り組みつつ、増大、多様化する行政需要に的確に対応している。都市自治体としても、財政体質の健全化に努め、自ら税収確保等に努力すべきことは当然であるが、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、国においても、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．地方交付税については、所要の改革を進めるとともに、地域間で税源が偏在するなかで一定の行政水準を確保するためには、財源保障と財源調整の二つの機能を一体として果たす地方交付税の役割は重要であることから、引き続き両機能を堅持し、都市財政運営に支障が生じることのないよう、交付税率の引上げを含め、所要総額を安定的に確保すること。
- 2．地方交付税の算定については、都市的財政需要の実態に即した算定方法の見直し及び簡素化等を進めること。
- 3．地方債の元利償還金の算入措置見直しに当たっては、各事業の実情を考慮すること。

以上要望する。

国庫補助負担金の廃止・縮減に関する要望

都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う地方財源は、地方への税源移譲と同時に行い、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引き下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならない。

よって、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1 .国庫補助負担金については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 3 」において、概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行うこととされたが、地方で引き続き実施すべき事業については、削減額に見合う税源移譲を同時に実施し、基幹税の充実を基本に地方財源を確保すること。

また、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁は断じてあってはならないこと。

- 2 . 国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象、基準数量等については、社会経済の実態に即した見直しを行い、超過負担の解消を図ること。
- 3 . 不交付団体等に対する国庫補助金の調整措置を撤廃すること。
- 4 . 地域の実情に合わせた補助要件等の弾力的運用を図るとともに、補助対象資産の他の用途への転用についても、地方の自主性を尊重すること。

- 5．統合補助金化の一層の拡充を図るとともに、地方の実情にあった弾力的運用を図ること。
- 6．国庫補助負担金の交付申請の事務手続等について、簡素合理化を図り、また、事業の執行、資金計画に支障を生じさせることのないよう、交付時期等の適正化を図ること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、それらの見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 3．起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図るとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

以上要望する。

ペイオフ解禁に係る公金預金の保護に関する要望

預金保険制度の改正により、普通預金等の流動性預金については、平成 17 年 3 月末まで引き続き全額保護され、また、同年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることとなり、収納金を含めて一定の保護策が講じられた。

都市自治体では、指定金融機関の指定等に当たって、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択しているという現状の下、これらの状況を踏まえながら、公金の保管等に努めている。

については、国は、公金預金を保護するため、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、都市行政の執行に支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な支援措置を講じること。

また、制度変更に伴う財政影響については、国の責任において措置すること。

(2) 介護給付費負担金を25%とし、調整交付金を別枠とすること。

また、調整交付金の算定を暦年単位から年度単位とするなど、個々の市町村の執行実績に見合った交付とすること。

(3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

(4) 介護保険事務費交付金については、市町村の超過負担が生じているので、実態に見合った所要額を確保すること。

また、制度変更に伴う電算システムの改修などの経費のほか、給付実績通知書の利用者への送付、保険料未納者対策等介護保険運営の事務経費について、十分な財政措置を講じること。

(5) 国民健康保険料への介護保険料上乘せにより、収納率が低下することが懸念されることから、国保の運営に支障が生じることの

ないよう収納率低下に対する十分な財政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

(1) 低所得者に係る国の特別対策については、自己負担の軽減策が十分でないことから、抜本的に検討し、国の制度として、財政措置を含めて総合的統一的な対策を講じること。

(2) 保険料第1段階における生活保護受給者以外の者及び保険料第2段階において所得の状況等から特に生計が困難と認められる者について、保険料の軽減策の拡充を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

(3) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3．介護サービスの基盤整備について

(1) 市町村老人保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備の推進を図るとともに、地方交付税不交付団体を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防・地域支え合い事業や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点整備事業の継続など施設の整備に対する必要な財政措置を講じること。

4．被保険者・第1号保険料について

- (1) 老齢・退職を事由とする年金以外の年金を特別徴収の対象とすること。
- (2) 有料老人ホーム等の特定施設やグループホームの入所者に対して住所地特例を適用すること。
- (3) 第1号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、より公平な保険料設定について検討すること。
- (4) 年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るとともに、被保険者に理解しやすいよう所要の措置を講じること。

5．要介護認定について

- (1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう認定申請、認定調査の効率化を図ること。
- (2) 認定有効期間の原則を現行の6か月から12か月に延長すること。
- (3) 主治医意見書の作成手数料の支払にあたって、居宅・施設入所の別及び新規・継続の別により複雑な確認事務が必要となっているため、その見直しを行うこと。

また、要介護（支援）認定を30日以内に行えるよう、主治医意見書の迅速な作成を促すべく必要な対策を講じること。

6．保険給付・サービス提供事業者等について

- (1) 在宅と施設の保険給付額について均衡を保つ方策を検討すること。
- (2) グループホームや特定施設入所者生活介護居宅サービス提供施設等を指定する場合は、市町村老人保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画との整合性が図られるよう、事前に市町村と協議するなど、指定のあり方について検討すること。
- (3) サービス提供が適正に行われるよう、第三者による評価制度の導入を図るとともに、介護報酬請求が適正に行われるよう、国及び都道府県による事業者等に対する指導を強化すること。

7．その他

- (1) 介護保険制度の見直しにあたっては、地方自治体と十分協議するとともに、具体的なスケジュールを早期に提示すること。
また、制度変更等にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。
- (2) 介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担や利用者負担等に関する広報を国民にわかりやすい内容でこれまで以上に積極的に行うこと。
- (3) 養護老人ホームのあり方について所要の検討を行うこと。
- (4) 利用者負担(利用料)について、介護費用控除を創設すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度改革について

- (1) 国が保険者となって、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 「医療保険制度体系に関する基本方針」を制度の一本化に向けた道筋とし、その具体的な検討にあたっては、市町村の意見を十分反映させること。
- (3) 医療費適正化対策を推進すること。
- (4) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直しの推進を図ること。
- (5) 今後、順次行われることとなっている制度改革に伴う事務負担の増加等について、財政措置を講じるとともに、改正内容の広報等周知徹底を図ること。

2．当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

また、財政安定化支援事業、精神・結核の保険優先化に伴う負担増、保健事業などについて、十分な財政措置を講じること。

- (2) 老人医療費拠出金の算定方法を見直し、国保保険者の負担軽減を図ること。

- (3) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来たすことのないよう十分な財政措置を引き続き講じること。
- (4) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (5) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・都道府県の負担金の概算交付額が、当該年度の医療費支弁額を下回ることのないよう適正な交付を行うこと。
- (6) 老人保健医療の高額医療費について、外来受診に係る費用で自己負担限度額を超えた部分も現物給付とすること。また、高額医療費の算定事務については、各健康保険者の資格審査等を経た後に市町村が算定できるよう制度を改善すること。
- (7) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- (8) 制度改正に伴う電算システムの変更や被保険者証のカード化など増大する事務経費に対する財政措置を講じること。

3. 被保険者の資格得喪失等について

- (1) 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。
- (2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにすること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．子育て支援及び仕事と家庭の両立支援策等の充実を図るとともに、子育て環境整備に対する財政措置を講じること。また、少子化に関する国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。
- 2．子供を安心して生み育てられる経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減措置を講じること。
- 3．保育対策について
 - (1) 幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。
 - (2) 保育所運営費の保育単価を改善するとともに、同運営費負担金の見直しを行う場合には、税源移譲等により、所要額の確保を図ること。
 - (3) 保育所費用徴収基準の見直しにあたっては、都市自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。
 - (4) 保育所の0歳児～3歳児に係る職員配置基準の改善を図ること。
また、看護師・栄養士の配置を義務化するとともに、調理員の配置及び事務職員の雇上加算について基準の改善を図ること。
 - (5) 保育所待機児童の解消のため、保育施設整備費及び定員区分の

細分化について補助制度の充実を図ること。

(6) 障害児保育事業及び心の障害を持つ児童等の保育に対する財政措置の充実を図ること。

(7) 乳幼児保育促進事業に対する財政措置の充実を図ること。

4．児童扶養手当給付事業における所得制限限度額の見直しを図るとともに、地方負担に対する財政措置を講じること。また、父子家庭についても児童扶養手当の支給対象とすること。

5．母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴う就業支援、子育て支援等各種事業について、具体的内容を早期に整備し、事業実施に必要な財政措置の充実を図るとともに、新設された母子自立支援員について、人材育成のための研修制度の確立を図り、人員の適正配置を行うこと。

6．母子及び寡婦福祉貸付金の原資の増額や貸付条件の緩和などにより、活用の促進を図ること。

7．児童デイサービス事業において、支援費制度の中で事業所運営が行えるよう支援費基準を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。

8．放課後児童健全育成事業に対する補助制度の充実を図ること。

9．児童相談所の設置主体を見直し、中核市についても設置主体とすること。

10．乳幼児医療費について無料化制度を創設すること。

11．育児休業給付期間を1年から3年に延長すること。

12．人工授精や体外受精等の不妊治療に係る医療費の助成制度を創設すること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．老人保健福祉について

- (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のため、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護予防・地域支えあい事業や社会参加を支援する生きがい対策を推進し、高齢者保健福祉施策の充実を図ること。
- (3) 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備に対する補助制度の拡充を図るとともに、民間事業者による設置運営を可能とするような措置を講じること。
- (4) 高齢者対策の充実を図るため、社会福祉施設職員、ホームヘルパー、看護師及び保健師等の処遇改善、養成及び確保のための諸施策の展開を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
- (5) 在宅介護支援センターの機能を充実させるため、職員配置基準の改善を図るとともに、同施設の整備に対する財政措置の充実を図ること。

2．生活保護について

- (1) 生活保護制度における補助制度の充実を図るとともに、生活保護基準の級地区分について、地域の実態に即した改善を図ること。

(2) 多人数が同居する世帯について、基準生活費の見直しを行うとともに、母子、高齢者、障害者等の特別な需要について、最低生活費に占める加算割合を縮小し、個別審査によってその必要性を判定する等の加算に係る見直しを図ること。

3．ホームレス対策について

(1) 自立支援センター等の建設及び運営に対する財政措置の充実を図ること。

(2) ホームレスの自立支援に向けた基本方針を早期に策定し、全国規模での自立支援事業の推進を図ること。

なお、基本方針の策定にあたり、生活保護制度を適用する際の統一的・具体的指針を明確化するとともに、必要な財政措置を講じること。

4．判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のため、成年後見制度の利用を含めた支援制度の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や市町村独自の取組みに対する財政措置を講じること。

5．保健福祉に関する事務費を一般財源化する場合は、都市自治体への負担転嫁とならないよう、所要の財政措置を講じること。

以上要望する。

障害者福祉に関する要望

障害者福祉の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．支援費制度について

- (1) 支援費基準額の増額、支援費単価の見直し及び事業者の指定基準の緩和を図るとともに、NPO法人、障害者団体等の事業の立上げに対する財政措置の充実を図ること。
- (2) 施設訓練等支援費の国・都道府県・市の負担割合を居宅生活支援費の負担割合と同様とすること。
- (3) ホームヘルプサービスの一層の充実を図るため、十分な財政措置を講じるとともに、必要な予算額を確保すること。
- (4) 知的障害者（児）においても身体障害者と同様に介護保険法による施設を利用できるよう方策を講じること。
- (5) 介護保険上の指定サービス提供事業者が、支援費制度のサービス提供事業者としての指定を受けやすくするよう、従業員に係る人員基準等の要件を緩和すること。
- (6) 社会福祉法人や民間事業所において、相談事業が実施できるよう制度の拡充を図ること。
- (7) 障害者の自立と社会参加の促進を図るため、また、地域社会の理解と協力をより一層得るため、支援費制度に係る広報活動の充

実を図ること。

(8) 「級地区分」については、各地域における給与水準格差等の実態を踏まえて改善すること。

2．精神障害者に係る就労支援、社会復帰等の福祉施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、離職した障害者の授産施設への認可定員枠を拡大すること。

3．精神病院退院後の受け皿となる民間の社会復帰施設等への運営費補助金を増額すること。

4．知的障害者グループホームの設置に対する財政措置の充実を図ること。

5．障害者の相談や生活支援に係る財政措置の充実を図ること。

6．小規模作業所に対する補助制度の充実を図るとともに、補助金の交付事務を地方へ移譲すること。

7．心身障害者（児）施設の整備促進のための補助制度を充実するとともに、デイサービスセンターの規制緩和などの措置を講じること。

8．身体障害者訪問入浴サービス事業等を身体障害者デイサービス施設設置の有無にかかわらず行えるよう制度改正すること。また、利用対象者に重度身体障害児を加えること。

9．日常生活用具の給付及び貸与品目の見直しを適宜適切に行うとともに、補装具交付や修理事業について事務処理を簡略化するなど、弾力的な運用を図ること。なお、重度身体障害者に日常生活用具と

して給付されるパソコンについて、対象者に「重度の視覚障害者、聴覚障害者」を加えること。

10．心臓機能障害に係る処置は、緊急かつ突発的に行われることが多いことから、更正医療の給付に関し、遡及適用を認めること。

11．精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の判定に際し、国民年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行えるよう改善すること。

12．精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けること。また、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう関係機関へ要請すること。

13．自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免措置を2級及び3級の精神障害者にも適用すること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．がん検診事業及び妊婦・乳幼児などの健康審査事業に対する財政措置の充実を図ること。
- 2．乳幼児、重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の医療費に対する財政措置の充実を図ること。
- 3．老朽化や耐震強化に伴う自治体病院の建替に対し、適切な財政措置を講じること。
- 4．不採算性を余儀なくされる救急救命医療体制を維持している自治体病院に配慮し、適切な財政措置を講じるとともに、診療報酬制度の適正化を図ること。
- 5．小児救急医療について
 - (1) 小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業及び病院群輪番制病院等運営事業に対する補助制度の充実を図ること。
 - (2) 小児（救急）医療を充実するため、小児科医を増やす施策を確立するとともに、地域格差の解消及び体系的な医療体制の整備を図ること。
 - (3) 小児科、産科における医療機関及び医師を確保する視点から、診療報酬制度の適正化を図ること。

(4) 新生児集中強化治療室（NICU）の患者は、長期にわたる対応を求められることが多いが、新たな患者の受入れについても適切な措置を講じること。

6．健康診断、予防接種、出産等を一体化するなど、保健と医療の効率的運用を図ること。

7．総合的な難病対策の確立に向け、研究体制の一層の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

8．不法滞在外国人の未払い医療費に対する助成制度の充実を図ること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．市町村に対する事務費交付金について、超過負担が生じないように財政措置の拡充を図ること。
- 2．無年金者の救済及び発生防止のための必要な措置を講じること。
- 3．年金受給者の生活不安を招くことのないよう必要な措置を講じること。
- 4．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。
- 5．国民年金給付事務について、受付窓口を社会保険事務所へ一元化すること。
- 6．所得税確定申告時期に、社会保険料控除の参考となる国民年金保険料の払込証書を納付者へ送付すること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．鉛製給水管更新事業及び鉛濃度の低減化に有効なp hコントロール施設整備事業を補助対象とすること。
- 2．浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築に対して財政措置の充実を図ること。
- 3．市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、統合する側の人口規模要件を撤廃すること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．緊急地域雇用創出特別交付金事業について、対象となる業務の内容、雇用期間、委託対象者及び委託契約期間等に関する要件を緩和するとともに、必要な予算額を確保すること。また、同事業の継続を図ること。
- 2．ハローワークにおける相談機能を強化し、職業訓練・研修の充実を図ること。
- 3．中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の支援充実を図ること。
- 4．不安定な雇用状態にあるパートタイム労働者等について、労働条件の改善及び雇用安定施策の充実を図ること。
- 5．公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

以上要望する。

廃棄物に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

(1) ダイオキシン類の発生を抑制するための廃棄物処理施設の新設及び改修について、施設の大小にかかわらず十分な財政支援措置を講じること。

また、平成 10 年度から補助対象外とされている廃棄物処理施設の基幹的な改良事業について、補助対象の復活・拡充を図るほか、周辺環境整備等について、財政措置を拡充すること。

(2) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく廃棄物焼却施設の解体撤去工事費に対し、財政支援制度を創設するなど財政措置の拡充を図ること。なお、跡地の土壌汚染対策費についても、同様に措置すること。

また、廃棄物焼却施設の廃止及び解体撤去に伴うダイオキシン類等による周辺環境の汚染防止のための基準を早急に示すこと。

(3) 廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化の視点に立って、廃棄物処理施設の計画的な整備を図るため、必要な予算額を確保すること。

(4) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政

措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等に対し、国庫補助金の返還免除、地方債繰上償還猶予など特例措置を講じること。

(5) 中小事業者から排出される産業廃棄物を市町村の一般廃棄物処理施設において併せ処理を促進している実態を踏まえ、施設整備費補助制度のあり方を検討すること。

(6) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関し、国民の理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、併せて廃棄物処理基準を明確に示すこと。

2. 総合的な廃棄物政策等について

(1) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保するとともに、更なる排出者責任の徹底及び事業者責任の強化を図り、循環型社会構築へ向けた取組みを強力的に推進すること。

また、循環型社会の構築に向けて、リサイクル施設の整備・運営に対する財政支援を行うこと。

(2) 循環型社会の構築に向け、環境保全を基本理念とした環境教育の推進を図るとともに、国民への広報及び啓発活動を積極的に行うこと。

また、事業者等に対する行政指導の徹底を図ること。

- (3) 乾電池やフロン含有製品など処理困難物の生産及び過剰包装の抑制、使用素材表示の法的義務付け、環境への負荷を与える製品に対する法的規制など、ごみ減量化・資源化のための総合的施策の制度化を図ること。
- (4) 古紙のリサイクルを促進するため、事業者に対し回収及び再生利用を明確に義務付けるとともに、再生製品の利用促進のため、再生資源物の使用比率の向上、市場価格の安定化など再生資源物の安定的な流通対策を推進すること。
- (5) プラスチックごみの減量化・資源化のための技術開発の促進及び再生資源の利用促進のための各種規制緩和や税制上の優遇措置、中小再生資源取扱業者に対する支援措置を講じること。
- (6) 廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の強化を図るとともに、地方自治体が行う不法投棄防止対策や撤去等費用について十分な財政措置を講じること。
- (7) 廃棄自転車の処理について、国、地方自治体、事業者及び消費者それぞれの役割分担や費用負担を明確にした法整備を図ること。

3. 容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

また、事業者による自主回収ルートの拡大を図ること。

(2) 市町村の財政負担が過大とならないよう、分別収集及び再商品化に伴う費用に対する支援措置を講じること。

また、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製造事業者等が回収を行う方策を検討すること。

(3) 再商品化義務を免除される小規模事業者等に起因する再商品化費用については、市町村が負担しているが、これを事業者全体の負担とするなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の見直しを図ること。

(4) 事業者による廃棄物の発生抑制、リサイクルしやすい製品の開発・製造など、事業者責任の強化を図ること。

(5) ペットボトルに係る再商品化手法等の拡大を図ること。

(6) 容器包装の識別表示について、「一括表示」では不十分であるので、「個別表示」を義務付けるとともに、識別マークを高齢者等に配慮した大きさとする。

4. 家電リサイクル法について

(1) 家電4品目のリサイクル費用については、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

(2) 不法投棄については、国・事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、不法投棄行為者を特定できるよう、製品の管理システムを確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国及び事業者

において負担すること。

(3) リサイクルシステムにおける既存の回収処分業者等の積極的な活用により、再商品化費用の低減化に向けた諸施策の充実を図り、消費者の負担を軽減すること。

(4) 家電リサイクル法で再商品化義務が課されていない品目について、リサイクルルートを拡充すること。

5 . 産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分名目の不適正処理及び小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。

また、中小零細事業者に対する支援措置を講じること。

(2) 国の積極的な関与により、産業廃棄物の広域的処理を推進すること。

また、都市自治体の公共関与による産業廃棄物処理に対して財政措置の充実を図ること。

(3) 建設残土の投棄について、その適正な利用や処分を明確に示すなど関係法の整備を図ること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．合併処理浄化槽設置整備事業について

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業について、所要の予算額を確保するとともに、補助単価の改善など補助制度の充実を図ること。

また、下水道事業計画区域において下水道整備が当分見込まれない地域の合併処理浄化槽の補助に対する対象条件年数を短縮すること。さらに、維持管理費用に対する財政措置を講じるとともに、独立した2戸以上の家屋が共同使用する合併処理浄化槽を国庫補助の対象とするよう補助制度の充実を図ること。

(2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う老朽化した単独処理浄化槽の撤去費に対して財政措置を講じること。

2．大気汚染対策について

(1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け、関係業界への働きかけ等必要な対策を講じること。

(2) ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を義務付けるとともに、クリーンエネルギー自動車の積極的導入に対する税制上の優遇措置や補助制度の充実を図ること。

- (3) 大気汚染の改善状況を把握するための監視体制について、一層の充実強化を図るとともに、人体影響等に関する調査研究を行い、必要な基準等の設定を行うこと。
- (4) 幹線道路沿線地域の騒音対策について、実効ある規制を図ること。
- (5) 最新規制適合車早期代替促進事業により、早期に代替を行う中小企業等事業者に対して支援の充実を図ること。

3．地球温暖化防止対策について

- (1) 地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標実現に向けて炭素税の創設などを含めた誘導、規制措置を講じるとともに、支援体制を整備すること。
- (2) 省エネルギー対策事業、新エネルギー導入事業について、より一層の財政支援を図ること。
- (3) フロン対策について、税制上の優遇措置等を拡充するなど、より一層の財政支援策を講じること。また、断熱フロンの回収を事業者等に義務付けるとともに、代替フロンの開発と特定フロンの破壊処理技術の確立を急ぐこと。
- (4) 環境税の早期導入を図り、都市自治体が森林の計画的な保護育成など地域にあった独自の方策に取り組むことができる新たな制度を創設すること。

4．国立公園内における自然公園施設等の委託管理費に対して財政措

置を講じること。

5．地域における環境保全活動の推進に対して財政支援措置を拡充すること。

6．「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関する日本政府案の取りまとめにあたっては、持続可能な開発のための社会教育プロジェクトとして、「Save the Earth Citizens Registration Rally」をそのひとつに採用するとともに、ユネスコ本部案への採用の実現、国内での実施支援について措置を講じること。

以上要望する。

化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす化学物質に対処するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．ダイオキシン類対策について

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、施策の着実な推進を図ること。

(2) ダイオキシン類の発生を抑制するため、環境負荷の少ない素材の利用促進を図るとともに、ダイオキシン類の発生メカニズムの研究及び排出削減対策の取組みを推進すること。

(3) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等について、財政措置を講じること。

2．環境ホルモンの実態調査及び人体・生態系への影響に関する試験研究の一層の促進を図り、評価基準の設定など適切な対応策を早急に確立すること。

3．P C B の処理技術を早急に開発し、市町村が保管している P C B 使用蛍光管安定器について、効率的な集中管理ができるような具体的な処理策及び財政措置を講じること。

4．化学物質毒性評価の事業者責任を明確にするとともに、第三者機関による監視体制を確立すること。

以上要望する。

公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立学校施設の整備予算について、校舎等新增改築事業等の必要事業量を確保するとともに、補助単価の改善、補助対象面積の緩和など補助制度の充実を図ること。
- 2．公立学校施設の耐震診断費用に対する財政措置の充実を図るとともに、耐震補強事業としての大規模改造事業等について、補助基本額上限の引上げ、補助対象範囲の拡大など補助制度の充実を図ること。
- 3．地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教室等の整備について、十分な支援措置を講じること。
- 4．学校施設のバリアフリー化等に伴う施設整備について、補助制度の充実を図ること。
- 5．国有学校用地については無償貸付とするとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．教職員配置の充実について

- (1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置のさらなる充実を図ること。
- (2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置に対し、十分な支援措置を講じること。
- (3) 小学校専科教員について充実を図ること。
- (4) 複式学級解消のため、学級編制基準の改善を図ること。
- (5) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。
- (6) 専任の司書教諭の配置について、小規模校も含めて定数化を図ること。
- (7) コンピュータ等の専門知識を有する教職員の養成と配置の充実を図ること。
- (8) 学校事務職員、学校栄養職員の配置を促進すること。

2．生徒指導体制の充実強化について

- (1) 心の教室相談員を常勤とするなど、教育相談体制の充実を図ること。
- (2) 小中学校における児童・生徒指導担当教員の配置を促進すること。

(3) 生徒指導等に配慮を要する学校等への養護教諭の複数配置を促進すること。

3．障害児等の教育環境の整備について

(1) 特殊学級教員、通級指導担当教員の配置を促進すること。

(2) 障害児が在籍する学級について、介助員を配置するとともに、教職員配置の充実を図ること。

(3) LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、専門教員の養成、配置の充実を図ること。

(4) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級への入学手続の簡素化を図ること。

4．新学習指導要領への対応について

(1) 「総合的な学習の時間」の充実を図るため、十分な財政措置を講じること。

(2) 情報教育関連機器整備に対する財政措置の充実を図ること。

5．就学援助に係る所要の予算額を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。

6．義務教育費国庫負担制度の見直しを行う場合には、同制度の果たしてきた役割等に鑑み、税源移譲等により、所要額を確保すること。

7．全ての外国人学校卒業生に対して大学受験資格を認定すること。

以上要望する。

幼児教育の振興に関する要望

幼児教育の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．幼稚園就園奨励費補助制度の充実を図ること。
- 2．幼稚園と保育所の一元化を図るため、制度の抜本的・具体的な見直しを図ること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額の確保等、財政措置の充実を図るとともに、用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例措置の充実を図ること。

また、史跡等保存に伴う公共施設移転用地の取得に対して財政措置を講じること。

- 2．埋蔵文化財発掘調査事業に係る費用の原因者負担について、法律に基づく制度として明確化するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 3．埋蔵文化財保管施設の建設及び史跡等保存整備に係る所要の予算額を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。
- 4．重要伝統的建造物群保存地区の貴重な町並みを保存し、次代へ確実に継承するため、地区内の土地及び家屋に係る相続税の減免措置を講じること。
- 5．公民館、公立図書館、博物館など公立社会教育施設整備について、老朽化に伴う代替施設整備を含め財政措置の充実を図ること。
- 6．地域における科学技術の振興を推進するため、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援施策の充実を図るとともに、国における科学技術に関する基本的施策の策定にあたっては、都市自治体の意見を十分反映させること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．食の安全と安心を確保するため、食品表示制度を適正化すること。

また、遺伝子組換え食品については食品の安全性に関する情報を公開するとともに、安全確保に十分配慮すること。

2．WTO農業交渉にあたっては、わが国農業の持続的振興を図るため、日本提案の実現を目指し、農産物の安定供給や価格安定対策を早期に確立すること。

また、アクセス数量の適切な設定など総合的な国境措置と適切な国内管理体制を確保すること。

3．米政策の推進について

(1) 米政策の推進にあたっては、国の責任を明確にするとともに、制度全体を簡素化し、理解しやすい仕組みとすること。

(2) 生産者及び生産者団体の自主的な取組みを強化し、生産者団体が主体となって推進する体制の確立を図るとともに、都市自治体の事務が煩雑にならないようにすること。

(3) 各種の米政策を推進するにあたっては、中山間地域など地域の実情を十分考慮した施策とすること。

(4) 産地づくり推進交付金の創設にあたっては、農家経営の安定に

十分配慮するとともに、必要な予算を確保すること。

(5) 水田農業経営確立推進交付金については、都市自治体の財政負担とならないように適切な措置を講じること。

4．家畜はいせつ物の適正処理施設整備を推進するために畜産環境整備リース事業に係る予算を拡充すること。

5．牛海綿状脳症（BSE）対策の推進について

(1) BSEの感染ルート及び発生原因を徹底究明し、発生防止並びに安全確保を推進すること。

(2) BSE検査キットや検査に係る消耗品、検査業務に関わる職員の人件費に対する助成を継続、拡充すること。

(3) 疑似患畜の指定範囲において、1歳以上になってから同居した牛については、疑似患畜の範囲から除外すること。

また、飼養中は家畜防疫員の観察下において、生産活動を停止するまで当該農場外への移動を制限すること。

(4) 地方自治体が行うBSE関連対策については、地方負担が生じないように措置すること。

6．農業者が意欲を持って農業経営に取り組むことができる実効ある農業経営所得安定対策を早期に確立すること。

7．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農地の権利移動の制限を緩和し、新規就農者や農業生産法人等多様な担い手の育成・確保を推進すること。

- 8．農村地域工業等導入促進法に基づく減収補填措置の適用期間が平成16年3月31日に満了するので、企業立地・産業振興に資するため適用期間を延長すること。
- 9．地域における農業に対する理解を深める各種施策に係る税財政上の特別措置を講じること。
- 10．中山間地域における農業者の生産活動を支援し、農業・農村の多面的機能の確保を図るため、中山間地域直接支払制度は、その効果が発揮されるまでの間、実施期間を延長するとともに、交付単価等について見直しを行うこと。
- 11．土地改良施設における水力発電の実施にあたっては、発電収益を施設の維持・管理に利用できるように制度を拡充すること。
- 12．農業集落排水と合併処理浄化槽の連携整備を促進するため、必要な予算額を確保するとともに、採択要件を緩和すること。
- 13．森林の整備促進を図るため、「森林整備保全事業計画」を策定するとともに、必要な予算を確保すること。
- 14．地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能の発揮のため、その保全整備等に係る総合的な財政支援措置を講じること。
- 15．W T O水産物貿易交渉にあたっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
- 16．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の充実を図ること。

17．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

18．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

以上要望する。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の早期回復を期するため、総合的な経済振興対策の推進を図ること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進するとともに、関係予算の確保を図ること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 地域産業を活性化させるため、新事業創出や高付加価値の新産業等に対し積極的かつ総合的な支援措置の拡充を図ること。
- 3．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 4．商店街の活性化に対する総合的な支援措置の拡充並びに商店街振興組合等の強化に対する支援策の創設を図ること。
- 5．大規模小売店舗立地法については、市町村の事前指導及び事業者責任の明確化のための改正を図ること。
- 6．P F I手法の導入を促進するため、財政支援措置の拡充を図ると

ともに、BOT方式における不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の非課税措置を講じること。

7 .原子力発電施設等の周辺地域に対する支援措置の拡充を図ること。

8 .新エネルギーの導入促進のため、太陽光発電などに対する財政措置の拡充を図ること。

9 .公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに、交付金の使途の再検討を図るため、関係省庁からなる協議機関を設置すること。

以上要望する。

公共事業用地の確保に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、公共用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2ヵ年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

2．国有地の処分に当たっては、まちづくり等について地元市町村との合意形成を図るとともに、市町村への優先的かつ払い下げ時において特段の措置を講じること。

3．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限を緩和すること。

4．土地開発公社の保有地については、民間に売却できるよう制度の改善を図ること。

また、土地開発公社の造成地については、構造改革特別区域以外の地域でも定期借地権の設定ができるよう制度の改正を図ること。

5．最終処分場の緩衝地として買収する周辺緑地への税制措置を拡充すること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、必要な国費及び事業費を確保すること。

また、著しく整備が遅れている自治体を重点的に推進し、地域間の格差を解消すること。

2．下水道整備については、管渠等の補助対象範囲の拡大、補助採択基準の緩和等、補助制度の一層の充実強化を図ること。

また、合流式下水道については、その改善等に積極的に取り込むこと。

3．下水道事業債については、政府資金等の良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和を図ること。

また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。

さらに、事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくりの推進等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．全国総合開発計画等の推進を図るため、国土形成の実現に向けて必要な地域の基盤整備に対し財政措置を講じること。
- 2．社会資本整備重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に聞き、地方の実情、ニーズに即した内容とすること。
- 3．構造改革特別区域については、都市の提案を積極的に採択するとともに、柔軟な規制緩和を図ること。
- 4．全国の都市再生の実現に向けて、プロジェクト推進に必要な支援措置を図ること。
- 5．都市計画及び建築基準等については、市町村が自ら定められるよう関係法令の改正を図ること。

また、個性豊かなまちづくりを進める上で、条例の実効性が確保できるよう関係法令の整備を図ること。

- 6．中心市街地活性化対策を強力に推進するため、都市等の取組みに対する関連予算を確保するとともに、中心市街地整備推進機構（TMO）の育成などを含め、総合的な支援策を講じること。
- 7．土地区画整理事業等の市街地整備については、財政支援措置等の拡充を図るとともに、用地の取得等における税制上の優遇措置を講

じること。

さらに、無利子貸付金制度並びに起債対象事業の拡充を図ること。

8．街路事業については、弾力的な運用を図るとともに、国庫補助制度を拡充すること。

9．開発インターチェンジの建設を行った第三セクターに対し、支援措置を講じること。

10．住宅の耐震改修を促進するため、制度の拡充を図ること。

11．都市景観の形成のため、屋外広告物の簡易除去については、適正な規制が全国的に行なえるよう関係法令の改正を図ること。

12．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう必要な施策を講じること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

また、地域の要請等を配慮した国営公園の選定を行うとともに、国有地を借りて都市公園として整備する場合は、すべて無償貸付とすること。

2．緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度等を拡充すること。

3．生産緑地内での市民農園に対して相続税徴収猶予制度の拡充を図ること。

4．都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間が一致するよう制度改正を図ること。

また、生産緑地並びに宅地化農地の買取りに対する財政支援制度及び法的措置を講じるとともに、譲渡者に対する税制上の優遇措置を拡充すること。

5．都市のヒートアイランド現象の解消策の一つである、屋上緑化事業を推進するとともに、補助対象の拡充・強化を図ること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．治水事業の着実な推進を図るとともに、関係の予算を確保すること。

また、地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺空間の整備を推進すること。

- 2．河川改修事業の推進を図るとともに、関係の予算を確保し、大規模な水害の未然防止のため河川改修整備等の推進を図ること。

また、流域貯留浸透事業については、対象範囲の拡大を図ること。

- 3．土砂災害警戒区域等における対象住民に対する支援措置の充実を図ること。

- 4．水需要に合わせた水利使用調整等、水利権の弾力的運用を促進すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2．道路特定財源については、地域のニーズを十分勘案し、これを堅持すること。

さらに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方の道路整備財源の充実を図るとともに、地方道路整備臨時交付金の改善を行うこと。

3．幹線道路網の整備について

(1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な国費・事業費を確保し、早期に着工、完成させること。

(2) 高速自動車国道の整備に当たっては、現行の全国料金プール制度を堅持するとともに、公的助成を行うこと。

また、地方の意見を真摯に聞くとともに、地方に新たな負担を求めないこと。

さらに、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。

(3) 一般道路から高速自動車国道等への交通分担率を向上させるとともに、高速自動車国道の利用促進のための施策を実施すること。

(4) 地域開発のための連絡橋であり生活道路ともなっている自動車道の通行料金については、利用しやすい料金体系に改定すること。

4．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策等を促進すること。

また、交通バリアフリー法の対象となる雪寒地帯の道路における、歩道消融雪施設の補助対象を拡充すること。

5．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減を図るため、道路環境対策を促進すること。

また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

6．電線類の地中化を促進するため、必要な事業費を確保するとともに、対象の拡大等制度の拡充を図ること。

7．市街化区域内の相続税猶予農地において道路整備を行う場合、相続税猶予の特別措置を設けること。

以上要望する。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公営住宅の譲り受け希望者に対して円滑に譲渡が行えるよう、公営住宅法第 44 条第 1 項及び同法施行令第 12 条等による譲渡処分承認基準を緩和すること。
- 2 .住宅地区改良法施行令第 12 条による改良住宅への入居収入基準等を緩和すること。
- 3．特定優良賃貸住宅制度における入居者負担額の更なる軽減等の対策を講じること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な予算を確保するとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。

(2) 交通バリアフリー施設整備に対する国庫補助採択基準の弾力的な運用並びに補助率の見直しなど、必要な予算額の確保を図ること。

2．整備新幹線について

(1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の手続きを進め、早期の着工及び事業化を推進すること。

(2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じるとともに、財源措置の充実強化について特段の配慮を図ること。

(3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を推進すること。

4．鉄道の整備促進について

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

(2) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、総合的な支援措置を講じること。

5．空港の整備促進については、必要な国費及び事業費を確保すること。

また、地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。

6．交通需要マネジメント（TDM）施策及び高度道路交通システム（ITS）施策を推進するとともに、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対し、制度の拡充及び財政支援を図ること。

7．自動車及び自転車対策について

(1) 鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法案の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る補助制度の充実を図ること。

(2) 自動車駐車場の整備を促進するための施策を充実し、補助制度を拡充すること。

また、違法駐車対策を強力に推進すること。

(3) 自動車リサイクル法に係る関係政省令を策定するに当たっては、

都市自治体の意見を十分取り入れること。

また、国民等に対する広報活動を充実すること。

(4) 自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、不法投棄車の迅速な処理が可能となるよう関係法令規定を整備すること。

また、路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。

さらに、離島の特殊要因を考慮し、必要な措置を講じること。

8．不審船、不法操業等については、更なる海上保安対策を推進するため、高速高機能巡視船等の整備・促進を図ること。

また、海上船舶からの不法投棄について、監視活動の強化とともに、関係各国に対して不法投棄の防止対策を働きかけること。

なお、海岸に漂着した廃棄物については、適正処理を行うための経費について特段の措置を講ずること。

9．水上バイクについては、更なる安全対策を推進すること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

- (1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費の必要な予算を確保するとともに、地方の実態にあった補助制度の拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線について、更なる財政措置を講じるとともに、必要な予算を確保すること。

2．地方鉄道について

- (1) 地域交通ネットワークに不可欠な地方鉄道の経営安定化を図るため、抜本的な政策の見直しを図ること。
- (2) 地方自治体が地方鉄道に対し経営安定化のため行っている各種の施策について、財政支援の拡充強化を図ること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 .港湾整備及び海岸事業の整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2 .物流に係るコスト・時間を縮減し、産業の競争力を強化するため、スーパー中枢港湾及び多目的国際ターミナル等の物流基盤施設整備を推進すること。

また、沿岸地域において安全で効率的な海上輸送ネットワークの構築を図ること。

- 3 .国際海事機関（I M O）における海上人命安全条約（S O L A S条約）の改正に伴い、港湾施設のセキュリティ確保に必要な施策を総合的に推進すること。
- 4 .港湾におけるリサイクルポートと総合的な静脈物流システムの構築を図るため、基盤整備の充実・強化を図ること。
- 5 .個性を活かしたみなとまちづくりを形成するため、「みなとまちづくりプラン（仮称）」等の推進を図ること。
- 6 .港湾・海岸における総合的な防災対策を推進するため、ハード・ソフト一体となった総合的な高潮防災対策等を強化すること。
- 7 .既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕に係る財政上の支援措置を充実すること。

以上要望する。